第３　農林地並びに漁港及びその周辺の水域の農林漁業上の利用と再生可能エネルギー電気の発電のための利用との調整に関する基本的事項

農林地並びに漁港及びその周辺の水域は、農林水産物の供給機能や、国土の保全、水源の涵養等の多面的機能の発揮といった重要な役割を果たしている、地域の貴重な資源である。このことに鑑みれば、農山漁村における再生可能エネルギー電気の発電の促進に当たっては、地域の農林漁業の健全な発展に必要なこれらの資源の確保を図るため、その農林漁業上の利用と再生可能エネルギー電気の発電のための利用との調整が適正に行われることが極めて重要である。このため、市町村は、基本計画の再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域（以下「設備整備区域」という。）に農林地又は漁港若しくはその周辺の水域を含めようとする場合には、以下の事項を踏まえるものとする。

１　基本的事項

⑴　市町村は、設備整備区域を定めるに当たっては、当該市町村の区域内の未利用地や荒廃した土地等を優先的に当該設備整備区域に含めるものとする。

⑵　また、設備整備区域に農林地又は漁港若しくはその周辺の水域を含めようとする場合には、以下の点に十分留意するものとする。

ア　当該設備整備区域に含めようとする農林地又は漁港若しくはその周辺の水域の面積又は範囲が、当該設備整備区域において整備する再生可能エネルギー発電設備の規模からみて適当と認められること。

イ　地域の農林漁業の健全な発展に支障を及ぼさないと認められること。

ウ　協議会が組織されている場合にあっては、当該協議会において協議を行い、地域の関係農林漁業者やその組織する団体（農業協同組合、森林組合、漁業協同組合、土地改良区等）等の地域の関係者の合意形成を図ること。

エ　農地法（昭和27年法律第229号）、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和29年法律第182号）、森林法（昭和26年法律第249号）、漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）、海岸法（昭和31年法律第101号）、自然公園法（昭和32年法律第161号）又は温泉法（昭和23年法律第125号）に基づく許可又は届出の手続の特例措置を円滑かつ適正に進める観点から、必要に応じ、これらに関する行政事務を所掌する国及び都道府県の担当部局と事前に調整を行うこと。

２　個別事項

⑴　農用地

農用地（農地又は採草放牧地をいう。以下同じ。）を設備整備区域に含めようとする場合には、以下の基準に従うものとする。

①　基本的な取扱い

ア　当該設備整備区域に含まれる農用地が、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第８条第２項第１号に規定する農用地区域内の農用地でないこと。

イ　当該設備整備区域に含まれる農用地が、農地法第５条第２項第１号ロに掲げる農地又は採草放牧地でないこと。ただし、当該農地又は採草放牧地が、農地法施行令（昭和27年政令第445号）第20条各号に掲げる農地又は採草放牧地以外の農用地であって、次に掲げるものに該当する場合にあっては、この限りでない。

(i)　農用地としての再生利用が困難な荒廃した農用地

(ii)　農用地としての再生利用が可能な荒廃した農用地のうち、生産条件が不利で、相当期間耕作又は耕作若しくは養畜の事業のための採草若しくは家畜の放牧（以下「耕作等」という。）の用に供されず、かつ、当該農用地において耕作等を行う者を確保することができないため、今後耕作等の用に供される見込みがないもの

ウ　当該農用地を含めることにより、農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないと認められること。

②　風力発電設備、小水力発電設備及び附属設備の取扱い

風力発電設備、小水力発電設備及び附属設備については、立地場所が制約されることや、転用される農用地の面積が限定的であること等を踏まえ、農地法第５条第２項第１号ロに掲げる農地又は採草放牧地（農地法施行令第20条各号に掲げる農地又は採草放牧地を除く。）について、これを再生可能エネルギー発電設備の用に供することが必要かつ適当であって、市町村の区域内の他の土地で代替することが困難であり、かつ、次に掲げる要件のいずれかに該当する場合には、①のイにかかわらず、設備整備区域に含めることを可能とする。

ア　年間を通じて安定的に風量が観測され、風力発電設備を用いた効率的な発電が可能であると見込まれる土地であって、当該風力発電設備の用に供するものであること。

イ　小水力発電設備（かんがい、利水その他の発電以外の目的で取水し、又は放流する流水を利用するものに限る。）を用いて、農業用用水路や小河川等の落差を利用した効率的な発電が可能であると見込まれる土地であって、当該小水力発電設備の用に供するものであること。

ウ　再生可能エネルギー源を電気に変換する設備の附属設備（再生可能エネルギー電気の発電、変電、送電又は配電に欠くことのできないものに限る。）の用に供する土地であること。

⑵　林地

林地を設備整備区域に含めようとする場合には、保安林として指定されていない森林に係る林地を優先的に用いるものとするとともに、設備整備区域に保安林に係る林地を含める必要がある場合には、当該保安林の指定の目的の達成に支障を及ぼすおそれがないようにするものとする。

また、設備整備区域に国有林野を含めようとする場合には、当該設備整備区域をその管轄区域に含む森林管理局との間で十分な事前調整を行うとともに、国有林野の管理経営に支障を生じないよう、国有林野の管理経営に関する法律（昭和26年法律第246号）第６条第１項の規定により定められた地域管理経営計画との調和を図るとともに、再生可能エネルギー発電設備の整備に必要な最小限の範囲とするものとする。

⑶　漁港及びその周辺の水域

漁港又はその周辺の水域を設備整備区域に含めようとする場合には、当該漁港の利用又は保全及び当該水域における漁業に支障を及ぼすおそれがないようにするものとする。

３　被災市町村における留意事項

被災市町村においては、土地利用の再編を図りながら、地域の農林漁業の再生をはじめとする復興に向けた地域づくりが進められていることから、設備整備区域に農林地並びに漁港及びその周辺水域を含めようとするときは、当該被災市町村の農林漁業に関する復興の基本的な考え方やこれに即した土地利用に関する計画との調和に配慮するものとする。

第４　再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて行う農林地の農林業上の効率的かつ総合的な利用の確保その他の農林漁業の健全な発展に資する取組の促進に関する基本的事項

１　基本的考え方

基本計画において再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて促進する農林漁業の健全な発展に資する取組を定めるに当たっては、当該市町村の農林漁業の発展に真に必要なものとする必要がある。このため、市町村は、基本計画を作成するに当たっては、協議会の場等において地域の農林漁業の実情に詳しい関係農林漁業者やその組織する団体の意見を十分聴くとともに、設備整備者に対して、その行う事業に支障が生ずるような過度の負担を負わせることのないよう、整備される再生可能エネルギー発電設備を使って行われる再生可能エネルギー発電事業の収支の見込みや設備整備者の実行能力等を見極めながら、農林漁業の健全な発展に資する取組の内容やその実施に当たっての役割分担等について、具体的に定めるよう努めなければならない。

また、被災市町村においては、復興に向けた農林漁業の生産基盤の整備や農林漁業の再生に向けた多種多様な新たな取組が進められていることを踏まえ、これらを促進するものとなるよう定められることが望ましい。